

福岡100プラザ・城南障がい者フレンドホーム 指定管理者公募に係る質問回答

N o	資料	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	12	施設の利用	R7年度までは指定管理応募時、各プラザ個別に定めた開園時間、休館日を提案し、運営期間中は事業計画書に応募時の内容に沿った開館時間、休館日としていましたが、R8年度からは7プラザ統一の開園時間、休館日となるのでしょうか？	ご認識の通りです。
2	施設図面			別冊の施設図面をもとに管理運営業務仕様書にそった清掃業務や空調保守業務の委託費の見積もりを業者に依頼していますが、清掃業務においてはリフォーム箇所の床の素材、空調保守業務においては空調機器の台数がわからないため正確な金額が分からない状況です。質問内容がわかる正確な図面はいつ頃できますでしょうか？	現時点で準備ができていません。 ただし、リフォーム箇所の床の素材、空調機器の台数については別紙のとおりです。
3	仕様書	2	職員の配置	リニューアル後のオープンスペースに原則職員が1名滞在とあるが、R6年のコーディネーター事業開始時の説明会においてはオープンスペース(コワーキングスペース)にコーディネーターの滞在する場所を設ける説明があったように記憶しています。 法人職員1名とコーディネーターの2名がオープンスペース(コワーキングスペース)に常時滞在すると考えてよいのでしょうか？もしくは、コーディネーターの滞り場所は現在の場所のままでよいのでしょうか？	コーディネーター事業と別にプラザ職員を配置してください。 コーディネーターはオープンスペースをベースに活動予定です。
4	仕様書	8	プラザ企画事業	②健康づくりに関する講座③就業・創業支援に関する講座④その他の社会参加活動に関する取り組み(講座、イベント、催し)の内実施にあたっては、1回/月以上は地域展開として福岡100プラザ以外の場所で「出張100プラザ」として実施すること。と記載があるが、②③④の3講座すべてを毎月1回「出張100プラザ」として実施しなければならないのか？ もしくは、②③④のいずれかを「出張100プラザ」として毎月1回実施することでよいのでしょうか？ また、②③④の実施項目以外にも、公民館やいいこの家などプラザ外での事業も多くなりますが、移動手段としては公共交通機関をお考えでしょうか？移動時間などの効率面等からプラザでの車両の保有は認められるのでしょうか？	②③④のいずれかを「出張福岡100プラザ」として毎月1回実施することで考えております。 また、移動手段としては公共交通機関で考えていますが、プラザで車両を保有しても問題ありません。ただし、車両に係る費用については、指定管理料（精算を要しない経費）から捻出してください。（市で予算措置は致しません。）
5	仕様書	9	プラザ企画事業	①平成17年度以降、現在まで継続実施している講座に関して※平成17年度当時と講師が変わる場合はシニア教室に移行すること。と記載されているが平成18年度以降現在までに当プラザの講座講師は加齢や諸々の理由により変更しています。 年度途中で変更する場合は報告書にて、また、年度代わりで変更する場合は事業計画書にて対応しプラザ企画講座として継続実施しておりました。 今回の文面では平成17年度当時の講師から交代し違う講師が担当している場合も、令和8年度からはシニア教室に移行しなければならないのでしょうか？	令和8年度から現在の講師が変更する場合は、シニア教室への移行をしていただきます。
6	仕様慮	9	就業・創業支援に関する講座	実施回数は年度内で合計6回、(原則1回/月)の解釈についてお尋ねします。毎月1回実施ではなく、例えば偶数月に1回づつ、年間6回実施でよいのでしょうか？	問題ありません。
7	その他			R8年度からの事業実施において、リフォーム工事後の研修室等増加、料理教室実施等に伴う必要備品に関して、市で購入していただける備品と指定管理者が備品購入費で購入しなければならない備品に関して事前擦り合わせは実施していただけるのでしょうか？	事前の協議を考えております。
8	仕様書	2	職員の配置	障がい者1名の配置について、今までのように福岡市身体障害者福祉協会への委託となるか、あるいは指定管理者が直接雇用するのか？	「障がい者1名を配置すること」としており、委託先や雇用方法に指定はありません。
9	仕様書	2	職員の配置	オープンスペースに原則職員が1名以上滞在とあるが、行事以外は終日滞在する必要があるのか？半日でもよいのか？	終日滞在で考えております。 オープンスペースに職員を配置する目的としては、仕様書の内容に加え、職員と利用者がコミュニケーションを取ることで、利用者からの声を管理運営やプラザ企画事業に繋げ、より良い事業運営を行うことを目的としております。
10	仕様書	2	職員の配置	オープンスペースに滞在する職員とは、コーディネーターとは別にプラザ職員が滞りするということか？	ご認識の通りです。
11	仕様書	2	職員の配置	オープンスペースの滞り要員として、障がい者雇用の受付職員が滞りしてよいのか？	オープンスペースに職員を配置する目的としては、仕様書の内容に加え、職員と利用者がコミュニケーションを取ることで、利用者からの声を管理運営やプラザ企画事業に繋げ、より良い事業運営を行うことを目的としております。障がいの有無による区別なく、適当な方の配置をお願いします。
12	仕様書	2	職員の配置	オープンスペースにおける利用者間のコミュニケーションを促すとは具体的にどのようなことか？	利用者同士が交流し良好な人間関係を築けるように支援することを指します。 具体的には利用者間で会話がしやすいようにレイアウトを工夫したり、会話のきっかけづくりとして、職員が話題を提供したり、利用者同士を紹介したりして、会話の橋渡しを考えております。
13	仕様書	2	職員の配置	プラザ職員常に2名以上配置とあるが、この2名のうち1名がオープンスペースに滞りで良いか？あるいは2名の配置に加えてオープンスペース滞り要員1名配置する必要があるか？	施設にはプラザ職員を常に2名以上配置することとなっております、この中から1名をオープンスペースに滞りさせるよう考えております。
14	仕様書	7		センター事業の構成（1）企画事業②「タメシバ」について、事業計画に入れることが必須であるか？	タメシバおよびステップアップ支援は、事業計画の必須事項で考えております。

福岡100プラザ・城南障がい者フレンドホーム 指定管理者公募に係る質問回答

N o	資料	頁	項目	質問	回答
15	仕様書	8	市企画事業	タメシバについて、 『習う人』希望者の中に、生徒として1年間続けられるか不安な方がおり、そのような方にお試しをした場合、タメシバの実施としてもよいか？	実施として問題ありません。 タメシバは教える人をターゲットとした取り組みです。タメシバ、単発の企画講座などで期間を調整するなどし工夫して実施してください。習う人の参加期間は関係ありません。
16	仕様書	8	高齢者創作講座	高齢者創作講座において、講師が変わる場合、市企画事業と同様に、シニア教室に移行することになるか？	原則、移行します。
17	仕様書	9	その他社会参加活動に関する取り組み	キッチンスペースを活用する講座・イベントで料理を出す場合、衛生管理等の許可証が必要となるか？	プラザ事業で料理教室等を行い、自分達が食べる場合は特段の届け出は不要です。 ただし、販売を行う場合は指定管理者において営業許可申請等が必要です。
18	募集要項	12	施設の利用	「開館時間：午前9時～午後6時」について、今までは曜日による開館時間の違いやプラザ毎に開館時間および休館日の違いがあったが、R 8年度からは全プラザの開館時間と休館日が統一になる認識でよいか？	ご認識の通りです。
19	募集要項	14	管理費口座	社会福祉法人が「福岡100プラザ及び城南障がい者フレンドホーム」の指定管理者業務を行うに当たっての会計処理に関して、募集要項において、「経費及び収入は、団体等自体の口座とは別の口座で管理し、明確に区分してください。プラザ城南と城南障がい者フレンドホームは、それぞれ専用の口座で、管理してください。」とされている点について、「社会福祉法人については、経費及び収入について、国が定める社会福祉法人会計基準に基づいて、指定管理事業所ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計と区分しなければならない。」に変更していただきたく、当該変更することについての福岡市の見解をお伺いします。	指定管理施設の管理運営に必要な経費及び収入を管理するためには、下記の理由により明確に区分する必要があり、施設毎に専用口座で管理をしていただきます。 ・会計処理の明確化：施設毎の収入を区別することで、会計処理が明確になり、不正防止にもつながる。 ・透明性の確保：指定管理者がどのように収入を管理し、どのように経費を支出しているのかを透明化することで、住民からの信頼を得やすくする。
20	募集要項	13	本市が負担する1年間の指定管理料	施設・設備・備品の老朽化・経年劣化が進む状況下において、「精算を要する備品購入・修理経費や設備修繕経費」を超えて指定管理者が経費負担を行う上限額について、「募集要項に記載されている、精算を要する備品購入費・修理経費や設備修繕についての指定管理料の金額相当額まで」と明確化していただきたく、当該変更・追加することについての福岡市の見解をお伺いします。	精算を要しない経費に上限額を設定することは難しいです。 これまで同様、精算を要する経費（備品購入費・修繕費）が市が提示する予算額を超える場合は、市と指定管理者で協議を行い、施設運営上必ず必要であると判断した場合は、協議の上、変更協定を行い市から追加支給を行います。
21	募集要項	13	本市が負担する1年間の指定管理料	（1）精算をしないものに記載されている金額（R8予算：改修による休館あり）について、休館期間を何か月間と想定した金額であるかをお伺いします。また、休館期間延長の場合は金額に変更が生じるのかをお伺いします。	休館期間については、「プラザ東・城南・早良は3か月」「プラザ中央は9か月」を想定しております。 また、休館期間が延長となった場合は、契約状況に応じて、延長により発生しなくなった施設の光熱水費、受付業務費、その他業務委託費（改修に関係なく年間分を支払う必要があるもの・法定点検で必ず必要なものを除く）の変更が生じます。
22	仕様書	5	個人情報保護体制の確立	別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」に記載されている情報セキュリティ共通実施手順について、内容が確認できませんので内容をお伺いします。	各福岡100プラザ指定管理者の候補者を指定（12月予定）後、指定業者に対し内容をお示しします。
23	仕様書	6	運営規程の作成（城南障がい者フレンドホームのみ）	城南障がい者フレンドホームにおいて実施する事業ごとに運営規程を作成することとありますが、自主事業を実施しない場合は運営規程はフレンドホーム指定管理事業分のみを作成すればよいという認識で間違いないでしょうか。「事業ごと」とは何を指すのでしょうかお伺いします。	①自主事業を実施しない場合、運営規程は、フレンドホーム指定管理事業分のみを作成すればよいです。 ②運営規定の作成については、福岡市立障がい者フレンドホーム条例第2条（1）～（5）までの事業を含めた作成をお願いします。 【参考】 ○福岡市立障がい者フレンドホーム条例（事業） 第2条 フレンドホームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 （1） 心身障がい者の更生及び援護の相談に関すること。 （2） 心身障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション等の実施に関すること。 （3） 心身障がい者に創作、軽作業等の場を提供し、技術援助及び指導を行うこと。 （4） 心身障がい者団体等の行う福祉活動に対する便宜を提供すること。 （5） 前各号に掲げるもののほか、フレンドホームの設置の目的達成に必要な事業
24	募集要項	12	施設の利用	（4）利用者の範囲で、入館に関して年齢の制限はないのでしょうか。（年齢の記載が見当たりません）	入館の年齢制限はありません。 高齢者、高齢期を見据えた方、高齢者を支援したい方など、幅広くご利用いただく施設です。
25	募集要項	12	施設の利用	（4）利用者の範囲で、事業への参加は福岡市に居住する原則60歳以上の人となっているが、事業とはすべての事業を指すのでしょうか？それとも一部の事業でしょうか。	福岡市又は指定管理者が企画する教室や講座等の事業は原則60歳以上です。（発表会・交流会は除く）
26	その他			プラザ西の敷地内に速度（10Km）標識を立てていただくことは可能でしょうか。	設置は可能ですが、詳細については福岡100プラザ西の指定管理者の候補者を指定（12月予定）後、指定業者と協議します。
27	仕様書	14	警備保安業務	プラザ西の駐車場整理要員は、今後も継続的に必要なものなのでしょうか。混雑する時間帯のみの配置とかは可能でしょうか。	混雑時間のみの配置で検討させていただきます。 具体的な内容にいては、実施協定書で取り決めさせていただきます。
28	仕様書	2・9		仕様書内にオープンスペースとの記載がありますが、図面にその記載がありません。どの区域を指すのでしょうか。	サロンスペース、コワーキングスペースになります。